

佐賀県告示第 122 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、令和 5 年 5 月 30 日から令和 5 年 6 月 29 日まで佐賀県県土整備部道路課及び有明海沿岸道路整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 5 月 30 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 十五中原線	佐賀市嘉瀬町大字中原字三本谷籠 1039 番 1 地先から 佐賀市嘉瀬町大字中原字五本黒木籠 924 番地先まで	令和 5. 5. 30